

公益財団法人全日本剣道連盟退職給付引当資産細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）の定款並びに会計規則及び財産管理規則に基づき、職員の退職給付引当資産の管理（積立、取崩し等を含む。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(意義と取崩し)

第2条 退職給付引当資産（以下「本資産」という。）とは、毎事業年度において、職員退職金規則に基づき全剣連の職員（嘱託および臨時職員を除く。）が将来退職するときに支払うべき退職金であって、当該事業年度の支出金として負担すべきことを予定するものの引当資産をいう。

2 退職給付引当資産は、職員退職金規則に規定する退職理由によって職員の退職が発生する場合に限り、取り崩すことができる。

3 本資産は、会計規則第2条第13号に規定する特定資産とする。

(積立)

第3条 全剣連の会長は、前条に従って本資産の積立額を算定し、全剣連の毎事業年度の収支予算に計上した上、理事会の承認を得て定めなければならない。

(準用)

第4条 運営強化積立資産細則第4条から第6条までの規定は、本資産の管理について準用する。

附則

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、平成30年11月2日から施行する。（第2条ないし第4条）
- 3 令和2年9月16日公益財団法人認定により、公益財団法人全日本剣道連盟に改称する。